

介護保険料のお知らせ

65歳以上の人の介護保険料は、市が3年を1期として定める介護保険事業計画に基づき、介護サービスの利用料などの見込みから保険給付に要する費用の総額を推計し、計画期間中において財政の均衡を保つことができるよう算定されています。令和元年10月1日からの消費税率10%への引き上げに合わせて、消費税による公費を投入して低所得者の介護保険料の軽減強化を行うため、令和2年度介護保険料を改定します。

改定となるのは、所得段階が第1段階から第3段階の人です。改定の内容は下記をご覧ください。

なお、第4段階から第11段階の人の保険料は従前どおりとなります。

保険料額の確認は、介護保険べんり帳（平成30～32年度）および安中市ホームページから確認してください。

皆さんが負担している保険料は、介護保険事業を円滑に運営するための大切な財源ですので、ご理解とご協力をお願いします。

【65歳以上の人の介護保険料】（令和2年度）

所得段階	対象となる人	保険料(年額) 改定前	保険料(年額) 改定後
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 	(基準額×0.375) 26,600円	(基準額×0.30) 21,300円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人 	(基準額×0.625) 44,300円	(基準額×0.50) 35,400円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人 	(基準額×0.725) 51,400円	(基準額×0.70) 49,600円

※課税年金収入額とは、住民税の課税対象となる年金(国民年金、厚生年金など)の収入額で、非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

※所得金額とは、前年(令和元年度)中の収入から必要経費(給与の場合には給与所得控除額、年金の場合には公的年金等控除額)を控除した金額で、所得控除(扶養控除や社会保険料控除など)をする前の金額です。

【低所得者の保険料軽減について】

介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられています。平成27年度から第1段階の保険料軽減が行われ、昨年度(令和元年度)は、消費税の増税分を財源とした負担軽減措置が段階的におこなわれ、今年度(令和2年度)においては、完全実施されます。軽減内容の詳細は、例規の改正などが整い次第、お知らせします。